

お客さま各位

羽後信用金庫

預金規定の一部改正について

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金共対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を下記のとおり一部改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正する預金規定

- (1) 普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定
- (2) うごしん総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）

2. 改正日

令和3年2月1日

3. 改正内容

- (1) 取引の制限にかかる条項の新設ならびに一部変更

「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」より抜粋

※下線部を追加します。

3. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への低触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法により当金庫に届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 預金者が住所、氏名（名称）、代表者等の変更の届出を当金庫へ行わなかったことにより、当金庫からの連絡が不能となった場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 解約にかかる条項の新設

「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」より抜粋
※下線部を追加します。

4. (解約等)

(3) ⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第3条第1項、第2項、第3項、第6項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

(3) 在留期間の変更または更新にかかる条項の新設

「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」より抜粋
※下線部を追加します。

6. (在留期間の変更または更新)

在留外国人名義が「在留期間の変更または更新」した場合は、新たに在留カードを速やかに届出るものとします。「在留期間が満了し（当金庫に届け出た在留期間が満了、在留期間の更新または変更がなされていないかを確認後）また帰国した」という事実の存在自体を確認した場合は、お取引の全部または一部を制限する場合があります。

以上



地域と共に、あなたと共に。

羽後信用金庫